

文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和4年9月13日（火）午前 8時57分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。
委員 長 平原志保君 副委員 長 山口仁美君
委員 野村和人君 委員 竹下智行君
委員 久保史睦君 委員 川窪幸治君
委員 阿多己清君 委員 前川原正人君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。
議 員 宮田竜二君
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。
教育部長 池田宏幸君 教育総務課長 西 敬一朗 君
学校給食課長 西溜和幸君 溝辺学校給食センター所長 森 裕之 君
学校給食課主幹 竹下裕一郎 君 学校給食課主幹 野村 樹 君
教育総務課主幹 町田信彦君 教育総務課教育政策G長 山内 太 君
教育総務課教育施設Gサブリーダー 小濱直人君 教育総務課教育施設G主査 松岡 亮 君
教育総務課教育施設G主任技師 森藤秀太君
- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。
なし
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。
書 記 水迫由貴君
- 8 本委員会の事件は次のとおりである。
議案第63号：霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
議案第64号：請負契約の締結について（国分北小学校校舎大規模改造工事）
議案第65号：請負契約の締結について（隼人中学校（第18号棟）大規模改造工事（建築1工区））
議案第66号：請負契約の締結について（隼人中学校（第18号棟）大規模改造工事（建築2工区））
議案第68号：財産の取得について
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時57分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る9月6日に本委員会に付託されました、議案5件の審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、霧島市立隼人中学校の現地調査を行います。ただちに警察署側ロータリーに御集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 8時58分」

「再 開 午前10時09分」

△ 議案第68号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま現地調査が終わりました。まず、議案第68号、財産の取得について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

現地調査どうもありがとうございました。引き続き、室内審査をよろしくお願いいたします。議案第68号、財産の取得について説明します。議案書の21ページをお開きください。溝辺学校給食センターの厨房機器を更新するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、引き続き、学校給食課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

議案第68号の財産の取得について、説明します。溝辺学校給食センターは、平成13年4月に開設され、建設後21年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時のものであり、機器の老朽化が著しい状況です。このような状況の改善を図り、安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、昨年度から厨房機器等の計画的な更新を行っているところであり、今回、食缶前処理機、システム食缶洗浄機等の厨房機器を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札で、鹿児島市伊敷町4745番地4、鹿児島アイホー調理機株式会社、代表取締役、岩元伸一から5,181万円を取得しようとするものです。施設の見取図と厨房機器の写真については、参考資料を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今回、契約案件といたしまして、5,181万円ということでやるわけですが、これは全部一括して入札をしたと。一つ一つが、例えば食缶前処理機、システム食缶洗浄機とか、様々な機器があるわけですが、これは一つ一つをこちら側が示して、そして応札に業者さんが応じると。その上で全体で幾らという、そういう見積り方をしていらっしゃるのでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回の案件につきましては、参考資料の1ページを見ていただいてもおわかりのように、洗浄室に設置してあります、食缶前処理機から各種洗浄機など、洗浄室等の機器を一括して更新するものがございますので、今回は、全て1回で指名競争入札という形をとらせていただいております。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、こちら側が要請をして、そして、それぞれの業者さんたちに応札をしていただくということになるわけですが、大体21年経過をしたわけですが、このそれぞれの減価償却等については、そういうのも加味して今回の入札ということになったんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

減価償却などを言いますと、厨房機器等に関する機器につきましては、それぞれ耐用年数というのがありますけれども、今回の洗浄機器につきましては、大体9年ぐらいと。これはあくまでも、減価償却として認められる長さでありまして、機器の耐久性を表したものではありませんので、長いものであれば、溝辺給食センター、平成13年4月建設当時からのものでもございましたので、21年以上経過しているということで、今回、老朽化が激しかったということで、この洗浄室の機器を一括して更新したものでございます。

○委員（前川原正人君）

私は何が言いたいかというと、備品ですので、当然備品ナンバーがついてて、そして管理をするわけです。その中で、大体、機器というのは減価償却が設けられているわけですよ。そうすると、当然ながら、現場で働く人たちの、不備があったりとか、何とか改善してほしいという要求が出てくるわけですね。だからそれを教育委員会サイドのほうで、ちょっと待ってちょっと待ってということになっているのかどうなのかわからないですけど、修繕をしたり、様々な手を入れて駆使をしてですね、少しでも長く持たせるというのは理由としてはわかります。がしかし、21年もそのままにし、使えたからといえばそこまででしょうけど、本来であれば、もっと早くやるべき性格のもんではなかったのかなど。例えばその給食機器ですので、よくある、金属片が給食に混入してたとかですね。やはりそういう安全面というの、今後はやはり必要ではないのかなど。今回はここでしょうけれど、また経年劣化がほかのところも始まっていくわけですので、そういうのもやはり加味しながら、検討をし、実施をしていくというそういうスタンスが必要ではないでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

ちょっと最初に説明が不足しておりましたが、溝辺学校給食センターにおきましては、昨年度から3年計画の備品更新計画を立てておきまして、令和3年度、そして今年度、そして来年度までという3年間で、溝辺学校給食センターの全体の備品の更新を行うとさせていただきます。

○委員（前川原正人君）

いや、計画はわかっているんですよ。計画は。3年で更新をしていくということですけど、直接はこの議案とは関係なくなるわけですけど、ほかのところもあるわけですよ。もう老朽化が進んでいけば、毎日のことですので、その辺についての計画というのは、ある一定程度教育委員会としても把握はされていて、今後どのような展開になっていって、買換えについても交換についても計画としてはあるという理解でよろしいんですか。部長。

○教育部長（池田宏幸君）

今回、給食センターの備品を入れ替えるわけですけども、そもそもその何百食の何千食という加工をするわけでごさいます、いわゆる食品加工のこれはプラントでごさいます。なので、今回の洗浄部分につきましても、できるだけ職員の省力化とかというようなことも含めて考えますと、一つ一つの備品について、備品をもちろん組合せてプラントにしているわけですけども、プラント全体として、どの程度使えるかというようなことも考えていかなければなりません。そういうこと。それから、いわゆる先ほど出ましたけれども、税法上の耐用年数と現実に使える年数というのは違うということもごさいますので、様々、毎年毎年の予算要求の時期も含めて、老朽化度、それから職員の労働負担、様々なことを考えまして、年次的な計画を立てて、全体の給食センターの備品について、当然ながら臨時応急の修繕の経費も計上しておりますので、計画的に実施をしていきたいというふうに考えております。

○委員（久保史睦君）

ちょっと確認させてください。まず2点ほどちょっと確認させていただきたいけれど、これは財源はどうなってますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回の備品更新につきましても、6月議会で提案いたしました単人学校給食センター同様、合併特例債を財源と、起債を財源といたしております。充当率につきましましては95%です。

○委員（久保史睦君）

わかりました。そこはちょっと理解をいたしました。今、前川原委員からもありましたけれども、なぜこのタイミングでこれだけの金額なのかということも、そこはもうちょっと良いふうに改善されていくので、これ以上はもうあれしませんけれども、今回、新しくまたこれを入れることによって、何かあったときの保証という部分について、それが期間がどれぐらい、どういう設定になっているのかということのを、少しここは詳しく説明していただけますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回落札いたしました、鹿児島アイホー株式会社におきましては、保証期間を、本来であれば1年のところを2年と。無償で対応する期間を2年間というふうに設けていただいております。あと、通常であれば、メンテナンスを含めた契約に対応していかないといけないということでございますけれども、購入後すぐに故障が起こるということはほとんど考えられませんので、四、五年経過して、保守管理等すべきものについては、保守管理委託等の点検等のメンテナンスをしたほうがよいというふうに考えておりますので、今後、そのような形で業務委託のほうもできればというふうに考えているところでございます。

○委員（久保史睦君）

ちょっともう1回確認させてください。そのほとんど壊れることがない数年間に、保証期間が2年しかないというのは、これだけの金額かけて。ちょっといかなものかなのかなあという部分があるんですけども、そこら辺の保証期間についての話は、きちんとそこら辺は声を上げていただいたのかどうか。その数年間は壊れることはほとんどないと今おっしゃられましたけれど、数年間壊れることがないのに、2年しか保証がないというのも、ちょっとそこらへん答弁とも整合性がいいのかないのかというのはちょっと思いますので。それがまず1点ですね。ちょっと確認をしてください。それからそれと関連して、そういう保証とかメンテナンスの話をするときに、いわゆる、5年、10年たっていけば、保守管理の問題は必ず出てくるわけですよ。そういう部分の契約であったりとか話というのは、しっかり煮詰めて話ができているのかどうか、その部分についてちょっと教えていただけますか。

○教育部長（池田宏幸君）

市役所でいろんなものを購入いたしますけれども、備品等につきましては、通常瑕疵担保期間と申しますけれども、いわゆる保証の期間ですね。機械の不良によって、故障が発生したときに、無償で修理をしてくれる期間、瑕疵担保期間と申しますが、これは通常1年でございます。それを今回は、会社のほうで2年間ということで設定をしてくれているというのが1点でございます。それと、市役所は様々なものを保有をしております。市全体としてですね。いわゆる委託契約をして、補修をしたほうがいいもの。それから、その都度その都度発生したときに、修繕をしてもらったほうが安いもの、様々ございます。今の学校給食センターの現状を私も着任してから見ておりますと、故障があった場合でも、その日か翌日にはすぐ業者が来てくれるというような状況で管理ができております。こういうような業者の対応の部分なんかも見ながらですね、今後、保守委託契約を結んだほうがいいもの。それから、故障の都度で修繕を委託したほうが経済的にいいもの。様々なものがあるかと思しますので、その辺は、現場の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（久保史睦君）

多分、ほかの方もいっぱい聴きたいと思いますんで、もう私はこれで最後にしますけど、いわゆる、今、部長が言われた瑕疵担保保証と通常の一般保証というのは、意味合いが違うと思うんですよ。そういった部分で、何かあったときにその都度見直しをするのではなくて、最初の段階でそこら辺を話をしっかりと詰めて、例えば保険をかけるなりとか、そういうことは考えていらっしやなかったんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

いわゆる物損の保険になりますけれども、そういう市町村を対象としたそういう保険があるのかどうかということ。それから、保険料を支払って管理をする場合と、保険料を支払わずに、都度の修理のほうが安くつく場合というものもあるかと思します。なので、民間の場合は、民間の場合という言い方は失礼かもしれませんが、まず保険をかける、それが、民間の場合は経営の中で必要経費というようなことで、税の対象にならないとか、様々なことがあるかと思しますけれども、役所の場合は、税控除の対象とかそういう概念もございませんので、基本的には税を納めな

いわけですから。そういう意味で、保険料を払ったほうがいいのか、修理代をその都度払ったほうが得になるのか、そういうところも考えながらやっていくと。おっしゃるように、対応に非常に時間がかかるもの。例えば、専門の業者が東京から来ないといけないとかというような状況であれば、それとか、出張費が非常に高く掛かるものですね。業者に来てもらうだけで、見てもらうだけで非常にお金が掛かるとかいうようなものであれば、当然、保守委託契約を結ぶということもありますけれども、現状の今、学校給食センターで、今までもこの鹿児島アイホー調理器からもたくさんの備品を納入してもらってますけれども、そういうことではなくて、先ほど申しましたとおり、当日か翌日にはすぐ来てくれて、現状を見てくれて、最短の方法で修理をしてくれるという状況もございます。なので、今回の取得のものについては、その辺のところは今までもどおりの保守をしてもらえるという前提の上で契約をしたものでございます。

○委員（山口仁美君）

1点確認をさせてください。前回の委員会的时候でしたかね、これ3か年計画で、更新前のものと同等的なものが入るようなお話だったかと思うんですけども、これ、建設後21年経過ということで、この1番最初に導入されたときには、そのときの子どもの人数であったり、給食に関する処理のことを考えて選定されたと思うんですけども、そのときと状況が21年たって変わっていると思うんですけども、処理能力とかそういったものについて、過剰な投資にならないかどうかとかいうような議論はあったのかなかったのかお伺いします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

溝辺学校給食センターにおきましては、可能食数、キャパのほうは1,500食でございまして、現在、溝辺学校給食センターでは、溝辺地区内の幼稚園、小学校、中学校に874食を提供しておりますけれども、今後、この機器の更新、3年計画で更新いたしますけれども、その後、横川との統廃合も見据えておりますので、機器に関しては、そこまで見越した形での導入というふうに考えていただければと思います。

○委員（山口仁美君）

今、同じようなことを聴こうかと思ってたんですけども、この一つの単体の給食センターではなくて、全体を見て、処理能力をしっかりと確保しながら、先々のことを考えて過剰投資がないような形で今後もお願いしたいと思います。

○委員（野村和人君）

今回の機器の入替えに関して、今現在で、個々の機器が壊れてる部分があるのかどうか。それからまた、最近では、納入に時間がかかったり、工期や機器の納期がかかったりとか、結構あると思うんですけども、実際入替えがいつ頃できそうであるのか、見通しがたっているのか教えてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回、取得する洗浄機器につきましては、冬休み期間中を予定しております。12月25日から1月7日までの冬休み期間ですけれども、できるだけ早い、年内のうちに終わらせて、年明けには試運転などができるような計画を立てているところでございます。

○委員（阿多己清君）

今回もと言っているんでしょうけれども、アイホー調理機さんということで、ここは厨房機器類の専門業者だろうと認識しているところです。前回の隼人中のほうもアイホーさんだったんですが、今回もなんですが、この写真等を見る限り、専門的な食洗機とかそういうところは一つの流れの中で組まれているので、やむを得ない部分もあるのかもしれませんが、この商品の指名といましようか、指定というか、そういうのは、アイホーさんのものだったのか、それとも全体的なそういう仕様書なりを作って、各業者さんがつくれるという見込みの中で組まれたものなのか、そこら辺のちょっと状況を教えてください。

○学校給食課主幹（森 裕之君）

今回の入札につきましては、仕様書を作成いたしまして、各業者のほうに入札を依頼したところ

であります。特にアイホーの機器を指定しているわけではございませんが、現在使っている食器、食缶、これが使える食洗機ということで、現在使ってるお椀、皿、これのサイズ等をきっちり指定をしております。

○委員（前川原正人君）

先ほど、久保委員のほうの関連になりますけど、先ほど部長が、本来であれば1年間の瑕疵担保だよと。これを特に2年間瑕疵担保で、業者の責任において、不備があった場合は保証するんだよと。ただし、また故意な部分についてはですね、またまた違う対応があると思うんですけど、委託契約ですのか、今後、いわゆるそのその時々々の修繕費で対応していくのかということですけど、これはこの後、例えば契約をしました、据付けが終わりました、そして稼働が始まりました、2年たちました、その間に検討するという、そういう理解でよろしいですか。

○教育部長（池田宏幸君）

議員がおっしゃったとおり、運用を確認をして、必要なものは保守管理委託契約を結びたいというふうに考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で、議案第68号の質疑を終わります。

△ 議案第63号 霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第63号、霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第63号、霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、説明します。議案書の7ページをお開きください。現在、各霧島市立学校等において、私会計で行っている学校給食費について、令和5年度から市の歳入歳出予算に計上し、管理する公会計制度に移行するに当たり、学校給食の実施及び管理に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものです。詳細につきましては、引き続き、学校給食課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

議案第63号の霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、説明します。第1条では、この条例の趣旨について、第2条では、用語の定義、第3条及び第4条では、学校給食の実施及び学校給食の提供を受ける際の必要書類についてそれぞれ規定しています。第5条及び第6条では、学校給食費及びその徴収、納期等について、第7条では、未納者に対する督促についてそれぞれ規定しています。第8条では、学校給食費の減免について、第9条では、本条例の施行に関し必要な事項の規則への委任についてそれぞれ規定しています。附則では、本条例の施行期日を令和5年4月1日とすること、また条例の施行前に必要な準備行為ができることを規定しています。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これにより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山口仁美君）

この第4条についてお伺いしたいんですけども、もし給食の申込みをしないという家庭が出てきた場合の扱いはどのようになりそうなのか、お伺いします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

本条例では、第4条で今規定いたしておりますように、給食申込書は給食の提供を受ける場合に提出を受けることといたしております。その給食申込書には、ただ申込みをするだけではなくて、給食費の負担者であったり、支払いの方法などを記載してもらう予定で、給食費の請求に必要な情報なども、この申込みと同時にすることといたしておりますので、学校と協力して、できる限り提出を促すことと考えておりますけれども、給食申込書がないからといって、給食の提供ができないというわけではございません。

○教育部長（池田宏幸君）

補足いたします。第3条で学校給食の実施というのを定めておりまして、市は、市が設置する幼稚園、小学校及び中学校において学校給食を実施するものとするという規定がございますので、先ほど課長が申します通り、申込書がない場合でも、給食の提供できるというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

確認ですけれども、もし保護者の方の意向とかで、この申込自体をしないというような親御さんがいらっしゃった場合でも、子どもには給食が提供されるということは確認させてください。

○教育部長（池田宏幸君）

はい、議員御発言のとおりでございます。

○委員（野村和人君）

今のところの申込書について、この申込書をもらう意味合いは、どういった意味合いからなのか、私たちがPTAの時代に、これは逆に申込書をとってほしいというお話をしたこともあったんですけども、そういった意味合いから、もらえなかった場合どのように考えるのか、今の発言では、納得しにくいかなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○教育部長（池田宏幸君）

給食申込書で契約をいたしますと、行政行為としてではなくて、発注者と受給者という契約ということになります。私どもも条例を制定せずに、規則のみで給食申込書を根拠にした提供というようなこともですね、今回、条例を提案するに当たりまして、この数年間の間で検討してまいりました。様々検討した結果、やはり、先ほどから話が出ているように、申込みをしない方に給食を提供するというようなことを、我々としては想定をしているものですから、そういうことも含めて、条例によって、条例行為として、市として給食を実施するというのを制定するというので、その部分をカバーするというのでございます。それと、給食申込書を出していただくというのは、やはり、現在、私会計の中でも、地域によっては、非常に滞納が多い状況がございます。そういうことも含めて、保護者の方々に、給食は公教育の中ではございますけれども、保護者の意思として、提供をお願いをして、提供されるものであると。また、その中で、提供申込書の中で、あるアレルギーの有無でありましたりとか、あるいは給食費の支払方法であったりとか、そういうものまで、事前にお知らせをいただいて、事務をスムーズにするために申込書をいただくというようなことで考えているところでございます。

○委員（野村和人君）

この申込書の意味合いは、今までPTAや学校が責任を持って私会計で徴収していたものに対して、なかなか生活困窮で払えない方々に関しては仕方ない部分もありながら、御協力いただく形もあると思うんですけども、この給食のシステムというか、ここに対して理解しにくい、してない家庭のこともあるようであって、その方々に対して、滞納額に対して徴収するときの難しさをつくづく感じていた経緯があります。それに対して、今までは申込書がなく、債権とすることが出でなかつた。お願いベースであるといったものがあつたと思います。それに対して、今回の申込書によって債権ベースに乗せられるのではないかというふうに私は理解してたんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

いろいろな形で未納も私会計の中でも発生してございましたけれども、今回条例を制定する中で、市長にこの給食申込書を提出する。いわゆる市が債権者となると。債権者と債務者の関係がこれまでの私会計では余り明確ではございませんでしたけれども、そこが、市が債権者となるということで、もし未納があった場合には、そういった督促については簡易裁判所への支払督促を行うこととなりますし、それでも支払いが行われない場合などは、裁判所に差押えなどの強制執行を申し立てることができることになってまいります。

○委員（野村和人君）

今の返答ということは、申込書をもらえなかったとしても債権と扱えるという認識でよろしかったですか。

○教育部長（池田宏幸君）

言われるとおりでございます。

○委員（竹下智行君）

第6条の納付期限についてなんですけれども、具体的にどれぐらいの期間がこの納付期限ということになっているのかお示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

具体的には、今後、規則等で定めていきたいというふうに考えておりますけれども、余り今の私会計の形を崩したくないということで、11期、現在11期間でお支払いしていただいておりますけれども、来年度からは、最初のスタートを、4月から給食が始まりますので、5月末が第1期ということで、5月末から3月末までの11期間を考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいと思うんですけど、いわゆる、私会計から公会計になるというのは、これは文科省がガイドラインの作成ということで、文書を発送してるわけですね。その中で各自治体、公会計への方向が望ましいよということで、それぞれ、文章が六十何ページあって、一応目を通させていただきました。その中で、要するに、例えば、先ほどの野村委員の話ではないですけど、税金と同じように徴収ができるんだよということですけども、例えば児童手当から徴収をいただきますよという場合は、それは本人の納得というか、承諾の上で徴収をするという、そういうことにもなり得るということで理解していいんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

支払い方法の一つに、児童手当からの徴収も考えておりますけれども、こちらにつきましては、児童手当からの支払いの申出書をいただくことで、学校給食費のほうを徴収できるということでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、今回、公会計の導入を来年後からするわけですけど、これも一般会計で位置付ける場合にするのか、それとも特別会計を設置をするのかということが二者選択問われるわけですけど、霧島市の場合はどういうふうにならうと計画されてますか。

○教育部長（池田宏幸君）

現時点では一般会計で処理しようというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは、これもこれまでの議論の中で明らかになっているわけですけども、霧島市は平成17年に合併してるわけですね。その後、令和2年までの給食費の滞納を見てもみると、累計で4億6,081万3,596円。そして、令和3年度までの累計滞納額が、大体、過年度分徴収もありますので収納率は大分上がっているとは思いますが、令和3年度の未納額が、3月末で334万円ほどが滞納額になってるわけですね。一番の問題というのは、公会計にすることは良しとした場合に、この滞納額をどう清算、精査していくのかという課題が残ると思うんですけど、これをどういうふうにならうと、公会計になった場合に移行をしていこうとお考えなのか、お聴かせいただけますか。

○教育部長（池田宏幸君）

この公会計化によりまして、私会計から公会計へと、非常に大きく変わっていくわけでございます。これまでは、それぞれの調理場とあるいは学校ごとということで運営をしてまいった、その結果としての滞納額でございます。この滞納額については、学校と今後も協力をしていながら、役所の学校給食課も含めてですね、一緒になって滞納を解消するように、過年度分徴収というものは引き続き進めていきたいというふうに考えております。しかしながら、一方で、その滞納額を財源の一部としながら、新たな制度を運用していくということはないというふうに考えておりますので、食材購入費にその部分を充当するかしないかという部分で申しますと、基本的には、単年度単年度で精算すべきものというふうに考えておりますので、滞納分については、学校と一緒に徴収して、私会計として引き続き処理いたしますけれども、公会計制度の食材購入費に直接充当することはないというところでございます。

○委員（前川原正人君）

私自身もですけど、皆さん初めての経験で、今後、私会計から公会計になるということは、ある意味、法的根拠を持たせた徴収の方法が可能になるという理解をするわけです。しかし、今、部長がおっしゃるように、例えば今までの私会計の部分の滞納額がありますと。食材費には入れられないでしょうけれど、今度はそれを逆に言うと、ちゃんと100%、言葉悪いですけど、やはり、その分についてはちゃんと払っていただきたいですよ、払ってくださいよという努力は必要だと思います。がしかし、払わないのと、払えないのとでは全然意味合いが違うわけです。だから、一番きつというか、行政側としては、徴収の努力はしなければいけないですけど、ある意味、そういうふうに滞納が残ってれば、私会計のほうでも努力をしなければいけないということで、一時的には二つの両面をやらなければいけないという部分が出てくるわけですよ。だから、最悪、あまり良い言葉ではないですけど、不納欠損金というそういう扱いも出てくるのかなという気はするわけですよ。だからその辺が、ある意味、教員の業務が軽減をされると言いながら、今度は私会計の部分の滞納部分については、やはりその業務というのは残っていくということにならざるを得ないのかなという気がするんですけど、その辺について、どういうふうな行政としての対応があるべき姿なのかというのは、今後模索していかなければならないと思いますけど、それについてどうお考えなんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

現在、既にできている滞納の部分につきましてですけども、やはりその公平性・平等性という観点から考えたときに、債権を放棄するというようなことは適切ではないというふうに考えております。なので、今後も、これまでの私会計としての学校給食の公平性・平等性というようなことを重視すると、放棄はできないというふうに考えておりますので、確におっしゃるように、業務が少し残るといふことにはなりますけれども、致し方ないものと考えております。

○委員（前川原正人君）

それと、それはもう今が現実ですので、滞納をされる方が悪いといえば一言ですけど、先ほども申しましたとおり、払わないのではなくて払えない人たちというのは、やはり救済が必要だと思うんですね。だからそこは現実を見ていただいて対応が必要だと思います。そしてもう一つは、公会計になることで、学校給食課のほうに対応することになるんでしょうけれど、今度はその人員の配置というのは、またどうなるんですか。どういうようなことで想定をしていらっしゃるんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

委員がおっしゃるとおり、当然、公会計化になることで業務量というのは、多分増えてくるとは思います。ただその部分につきましては、まだ未知数でございますので、当然システム管理、徴収から管理、それから未納者対応であったり、あと、今度は支払いのほうも出てきますので、そういった業務などが当然増えてきますので、今、事務量調査というものが行われております。その中では職員の増員要求につきましては、行っているところでございますけれども、今後、ちょっとそこ

ら辺は未定のところでございます。

○委員（前川原正人君）

議案書の8ページの中で、準備行為として、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができると。私も今回、公会計化になることで、ある意味、各学校の少しでも負担軽減につながっていくだろうという思いを持ってはるんですけど、この、施行前において行うことができるというのは、どのようなことを想定をしていらっしゃいますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたように、現在、各学校等におきましては、校長研修会で説明を行ったところでございますけれども、今後、今月末ぐらいから、保護者宛てに、この給食の申込書であったり、支払い方法等につきましての書類を、学校を通じて保護者のほうに提出いたします。その中で公会計の説明書きも添えておりますけれども、そういった申込書、それから支払方法、そういったものを回収して、システムのほうに入力して行って、来年度からスタートするわけでございますけれども、そういった行為が事前に行う準備行為というふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

1点確認をさせていただきます。今回、学校給食費の公会計化ということなんですけれども、PTAで、この事務のほうを少しさわらせていただいたことがありまして、そのときには、ほかの私会計の中で、例えば学級費であるとか学年費であるとかっていうもの、学校の運営に関するものを私会計の一つとして学校給食費と一緒に処理をしていたというのがありました。こういった学校給食費と一緒に処理をしていたような学校というのも幾つかあるのではないかなと思うんですけど、このあたりはまた、別途を考えていかれるということでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

委員のおっしゃるとおりでございます。今回、公会計化することで、学校給食費に関しましては、市のほうで今後、処理をしていくということで、若干、PTA会費であったりとか学級費、そういったものは、引き続き学校のほうでの事務になってまいります。

○委員（川窪幸治君）

あまり口を開いてなかったんですけど、ちょっと聴かせていただきたいと思います。公会計化ということで、先生達、学校の負担というのがなくなっていくと思うんですけど、この公会計化で教職員の方々の働き方改革というような面で、まずどのようなそのどのぐらいの軽減がされていくのか、どのような効果が出ると分析されているのか、その辺がわかればお知らせください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

当然、今回、公会計化することによりまして、学校の負担というのは、多少なりとも軽減されるというふうに考えておりますけれども、本市のほうで、具体的にその時間等を調査したものはございませんで、文科省が示しましたガイドラインによりまして、公会計化を行ったことによって、ある自治体では1校当たり約190時間削減できたというような推計がございます。

○委員（山口仁美君）

先程の答弁を受けてなんですけれども、やはり学級費の処理の部分の先生方の負担というのはかなり大きいというふうに相談を受けております。学校の給食費に関しては、一人一人の金額がほぼ確定しているんですけども、学級費に関してはもう一人一人違ったり、特別支援なんかあればなおさら違ったりというのもあって、負担が大きいということも聴いております。なので、この給食の実施に関する条例の制定についてというのは、もちろん理解はするんですけども、今後こういった学級費・学年費といった部分についても一緒に考えるべきではなかったかなというのも少し思っているんですけども、そういう議論は全くなかったでしょうか。

○教育部長（池田宏幸君）

今回のこのことについては、先ほどから委員の皆様方からもお話いただいております、文科省の

ガイドラインに沿って県内の19市では、おそらく一番最初に公会計化をするということで、透明性を確保したりとか、あるいは公平性を確保したりとかというようなことに着眼をして、早く取り組んだものでございます。一方、今、学級費等で集めておられるものについては、それぞれ、給食費のこれまでの徴収なんかもなんですけれども、学校の主事がなさる場合もあれば、担任の先生がなさる場合もあれば、様々それぞれの学校で状況が違っているところがございます。そういうようなところもあったりとか、あるいは、いわゆる予算の中で処置をするのが適当ではない経費について、学級費等、それぞれの方から集めたお金の中で処理をされていたりとかというようなものもあるかと思しますので、その辺を考えますと、学校それぞれの事情によって違うものですから、教育委員会で、一律、機械的にしていくことは難しいのかなというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

今の現状の私会計のほうで、年度内に滞納が生じてしまっている場合は、現状、全体の食材費で調整して、実質上、滞納者が支払わなかった分を、支払っている子どもたちが影響を受けている現状があると思うんですけれども、そちらに対して、この公会計で改善されるものなのか確認させていただきます。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

来年度から、この公会計がスタートいたしますけれども、今後につきましては、保護者等からいただいた給食費を歳入といたしまして、今度は、食材の調達費用を歳出のほうで予算計上いたしますので、安定した給食運営ができるというふうに考えております。

○教育部長（池田宏幸君）

委員からありましたとおり、現状としては、歳入した給食費の範囲で食材を購入するというようなことが、それぞれの調理場で行われているというのが現実でございます。先の本会議の質疑の中でもございましたとおり、様々な要因で、今、調理場ごとに違う部分がございます。簡単に言いますと、調理場、学校ごとに、学校によっては、給食を出す回数が1年間で違っているというようなところなどもございます。一方、給食については、給食の栄養教諭がいて、栄養教諭がカロリーベースでのメニューを組立てたりしているところがございますので、委員が今おっしゃいましたけれども、できるだけ滞納が発生しないように務めるということ。それから、場合によって、大きな滞納が発生してしまった場合には、一般会計の中で運営していくということになりますと、結果として、決算のときには一般財源が食材料費に充当されるということもあり得るというふうには考えておりますけれども、少なくとも、できるだけ滞納が発生させずに、調整した金額の中で、年度ごとに精算ができればというようなことを努力してまいりたいということでございます。

○委員（前川原正人君）

あと三つ聴きます。一つは、いわゆる学校給食の今の現状を見た時に、幼稚園の場合、年収360万円未満の場合が、第三子以降の園児は無料だったり、溝辺が420円だったりするわけですね。各それぞれ違うということを言いたいんです。小学校の場合が1番安いところで、牧之原小学校が給食センターが4,100円です。1か月。1番高いところは、国分南部給食センターが4,300円と。中学校が1番高いところで霧島が5,000円、隼人が5,000円、安いところで南部のほうは4,800円とかですね。それぞれ違うわけですね。だから公会計になりますと、当然、その全体を網羅して、学校給食費というのも設定をしていかなければならないと思うんですけれど、その辺については、本会議でも、メリットデメリットを考えて今後、検討していくんだということでおっしゃったんですけれど、来年度の間にその方向性が決まるという理解でよろしいですか。

○教育部長（池田宏幸君）

はい、先ほども申しましたとおり、学校によって喫食数が違うというようなことなどもございまして、あるいは現在の私会計でいきますと、大規模なセンターとあるいは大規模な学校と小さなセンターとすると、やはりその食材購入に当たってのスケールメリットが違うというようなことで、1食当たりの単価が実際違っているところがございます。これを全て単純に統一するには、共通の

メニューを作って、全ての学校で全ての調理場で同じメニューで、同じ材料を同じ値段で納めてもらって作るということをするれば、これは可能です。ただし、これをやりますと、現在、市として取り組んでいる地域の食材を使うとか、そういう地産地消の部分がまずできないと。大量の野菜を確保したりというようなことになりますと、そういう地域ごとのことができないというようなことがございます。その辺のところの喫食数が違ったりとかそういうスケールメリットであったりとか、あるいは、今申し上げたような様々な点を、今、検討をしているところでございまして、全体として統一をすることが適当なのか、それとも、現状の各調理場ごとのメリットを生かした給食を運営していったほうがいいのかというようなところを、今、メリットデメリットで検討しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね。最後の二つ目です。生活保護の子どもさん、若しくは就学援助の子どもさん、これが現物給付になっていくのかと。このガイドラインの中では、各学校の負担軽減の観点からやむを得ない場合を除いて、なるべく現物支給とすることが望まれますということで、文科省はこういう方針を出してるわけですね。霧島市としてはどのような対応をしていられるのかお示しいただけますか。

○学校給食課主幹（野村 樹君）

現在のところは、現物支給というものは考えておりません。ただ、就学援助の対象のいわゆる準要保護だったりとか就学援助の対象の方であったりとかの場合に、現状は学校のほうで就学援助費の代理受領をしたりとかというような形で、給食費の充当というのはされております。そして、生活保護の受給者の中で、教育扶助を受けていらっしゃる方で、その中には給食費が含まれる方につきましても、現状、代理受領をされてる方が実際いらっしゃいます。現時点では、公会計化後も、そのような形を引き継ぐような形で考えております。

○委員（前川原正人君）

最後、もう一つはですね、これまで私会計で各それぞれの学校、若しくは給食センター等との連携をいただいて、給食費を徴収していたという現実があるわけですが、公会計になった場合、大体、全体の増減はあると思いますけれど、どれぐらいの予算を予定、予定というか、今の現状がそのまま推移をしていって、その状況に応じて、子ども数だったり学校の職員数だったり、それぞれ変動があると思うんですけれど、公会計になったときに、予算規模をどれぐらいの規模として、想定をいらっしゃるんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

今のお話ですけれども、これまでは、調理場ごとに1年間の収支を考えながら、給食費というのが設定されてきたというところでございます。その辺からまいりますと、御承知のとおり、補正予算で今年度は食材高騰に関する補正予算まで組んでいただいて、保護者の負担が増えないようにということも本市も取り組んでおります。そういうことも含めまして、調理場ごとの1食当たりの単価というものは、令和3年度実績としては持っておりますけれども、それに加えて、今後の情勢等も踏まえて考えてまいりたいというふうに思っておりますので、現状のところでは、様々試算をしているという状況でございます。

○委員（野村和人君）

これで公会計で歳出歳入ということになるでしょうから、この支払業務については、市役所内で行うということでもよろしいでしょうか。確認です。

○教育部長（池田宏幸君）

議員御発言のとおりです。

○委員（野村和人君）

そうした場合は、今まで、各給食センターに、先ほどちょっと地産地消の話も出たと思うんですけれども、そういった方々への支払いに対して配慮できる部分がしにくくなるのかなというような

部分を懸念してるので、そちらについては留意しながら、大事にさせていただきたいなというふうに思ってます。また、現状、学校がコロナも含め、入院とか、そういったのもありまして子どもさんが休みになった場合、そちらについては返金業務が現実、出てると思うんですが、そちらについて、その返金の処理が即座にできるのか。また、何日以上が返金扱いになるとか、考慮しているのか、確認をさせてください。

○教育部長（池田宏幸君）

返金につきましても、現在、様々検討しているところでございますけれども、実は、食材の発注が現状でも前月中に終わっていると。急にお休みになっても、その分の食材の発注を止めることはできないというような状況もございます。一方で、提供しているパンでありましたりとか牛乳でありましたりとか、そういうものについては二、三日前まで調整ができたりというような、その食材によって様々違いがあるようでございますので、今後は、そういう発注の違いによって、喫食はされませんが、既に発注しているものというものがございまして、そういうことも、状況も織り込みながらですね、詳細を詰めていきたいというふうに考えております。

○委員（久保史睦君）

それではちょっと幾つか聴きたいと思います。この公会計については、数年前から一般質問等で、いろんな角度から議論を交わさせていただきました。今、野村委員からの質問の部分で、ちょっと僕は理解ができなかったもので、教えてください。まず、給食が要らない子どもたちに提供しますと、今、債権が発生をするというふうにおっしゃられましたけど、そうすると今度は支払いという部分で回収していかないといけなくなって、督促に入っていくわけですが、そこは、法的にどのような形で対応していくつもりなのか、ここをちょっと教えてください。

○学校給食課主幹（野村 樹君）

滞納が発生した場合の処理手続についてですけれども、これは、今回の学校給食費につきましても、税などと同じような、いわゆる強制徴収ですね、滞納処分という手法をとることはできません。これは、性質が違いますのでできないんですけれども、なので、いわゆる民事の督促、そういった形をとる形になります。まずは、簡易裁判所等に申し出て、そのあとは地方裁判所のほうに、案件が移るといったような、通常の民事の訴訟の方法というのをとることになります。

○委員（久保史睦君）

お聞きしてるのは、要らないと言ってる子どもに対して、債権が発生してくるわけですよ。その部分に対して督促をすることの法的根拠は確認がとれていますかということは今聴いているわけです。一連の流れじゃないです。

○教育部長（池田宏幸君）

アレルギー食であったりとか、様々な理由で給食が必要ないと言われる方々には、それは例外措置として、先ほど私が説明の中で第3条で、給食を実施するというお話をいたしましたけれども、当然ながら、給食を食べられない子どもたちについては、今でもそうですけれども、違うものを提供したり、あるいはそれでも無理な場合は、御自宅から持ってきてもらったりとか、そういうようなことをしているわけでございます。その部分は引き続き続けてまいりますので、その部分については、今後も変わらないというふうに考えております。しかしながら、給食申込書を提出しないけれども、給食を食べているという子どもの親御さんに対しては、これは、役所が持っている私債権ということになり〔同ページに訂正発言あり〕、例えば住宅使用料などと同じような手続を踏まえて、督促を進めていくというようなこととなります。

○教育部長（池田宏幸君）

すいません、発言を訂正させていただきます。私債権ではなくて公債権です。公債権でございます。失礼いたしました。

○委員（久保史睦君）

わかりました。ちょっとまだ理解出来ない部分はあるんですけれども、もう一点、先ほどの野村

委員の同じく質問の中で、今後、食材の部分で、未納の部分に関してちょっと食材が減っているといわれましたかね、減ったりとかそういう影響が出てるのではないかという部分で、先ほど課長答弁の中で、これから公会計にすることによって、安定した給食会計が運営できますよということを今おっしゃられましたけど、私はこの部分について今まで一般質問で、いっぱい、いろんな角度から質問してきました。今の答弁は、そのままとると、今まで要はその未納の部分に対しては、払われた方からの部分のあれで調整をしていたということを認めるというか、そういうやり方で運営してきたというふうにとられるような答弁になりますけど、そう理解してよろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

先ほど、部長の答弁の中にもありましたけれども、当然、現年度分につきましては、できるだけ未納が出ないように、学校給食費の中で食材の提供ができるように運営は行っていきますけれども、どうしてもお支払いできない方であったり、支払われない、そういった滞納というのは、可能性はなきにしもあらずでございますので、そういった場合には、一般財源をつぎ込むというような、充当するというような形になってまいりますので、そういったことでは、これまでの私会計とは若干変わってまいりまして、そういったところで、安定した運営は可能ではないかというふうには、答弁したところでございます。

○委員（久保史睦君）

ちょっとわかりやすく、角度を変えて質問したいと思います。今の答弁に関してですね、未納があることによって、ほかの子どもたちが食べる給食に影響が出ていましたということを認めているということではないということですね。

○教育部長（池田宏幸君）

先ほど、私も答弁の中で申し上げましたとおり、給食につきましては、献立をつくる際にカロリーベースでの献立を作るということになってまいります。その中で、材料を様々、吟味しながらメニューを立てているわけでございますので、滞納イコール適切な給食が提供されていないということにはなりませんので、食材費の購入の経費としての給食費の徴収という部分と、提供する給食が子どもたちにとって適切な給食かどうかという部分については、質が適切かどうかという部分については、一概には語れないというふうに考えます。

○委員（久保史睦君）

確かに一概には語れないところなんですよね。質の部分に関してはですね。なのでもうこれ以上、この部分について聴きませんが、最後に、公会計化、これから特別会計じゃなくて一般会計のほうでやっていくという部分で、この未納金という部分に関しましては、回収したときの取扱いの位置付けがどういう形で、一般財源に入ってくるのかという部分をまず1点お聞きしたいということと、それに合わせて、おそらくこの、先ほど前川原委員が言いましたけれども、不納欠損となる可能性も非常に高いのかなと僕は思っています。回収率の今までの流れを見ても、それで私会計の中で回収するとなれば、当然、学校の先生たちが、おそらく行政の方がどこまで僕は関与して回収に入っていくのかわかりません。私会計ですので法的権限はありませんから、入れない部分もあるのではないかなというふうに思っていますけれども、そうなったときに、例えば、一定の期間を過ぎて、支払いの義務をもうありませんと。支払いませんということを主張された場合に、どのように私会計で対応して、公会計に移行する前にどのような位置付けを持たせて対応していくのか。この部分について教えていただけますか。

「休憩 午前11時23分」

「再開 午前11時23分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長（池田宏幸君）

過去の滞納分につきましては、先ほども御説明しましたとおり、市として考え方として、債権を

放棄するという考えはございません。これまでどおり、学校と教育委員会と協力をしながらですね、できるだけ徴収をしていくということに努めてまいります。ただし、その徴収したお金について、新しい公会計制度の中の食材料費、いわゆる給食費を充てて買う、子どもたちが食べる食材料費に充てることはないというふうに考えておりますので、それぞれの学校において、給食に関する備品であったりとか、必要なものを買っていただくというようなことを想定いたしております。

○委員（久保史睦君）

その部分はわかりました。順調にいけば、来年、公会計がいよいよおそらく鹿児島県でもないのかなというふうに思うんですけど、スタートができます。そういった意味で、この私会計期間の間に、いわゆる未納金の回収をする部分に関しては、学校と一緒に行政も入ってしていただけるということなんですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

当然、現在でも、各センターにおいてセンター長のほうと学校と協力して行ったりしておりますので、そこにつきましては、引き続き同様の扱いになります。

○委員（久保史睦君）

いや、それはもうわかってるんです。今まで何回も答弁いただいているのでわかってるんです。要は、公会計にスタートするに当たって、やはり減ったほうがいいわけですよ。未納金というのは限りなく。もう恐らく100%はなかなか難しいのではないかなと思いますけど、それに対して、要は、今いる職員の方、行政の方たちだけではなくて、何かしらの対応を、PT、プロジェクトチームじゃないですけど、そういうものをつくってこの半年間、そこに向き合って一緒にやっつけていかれるのかどうかという部分について、ちょっと教えていただきたいなど。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

そちらにつきましては、現在のところ考えておりません。

○委員（前川原正人君）

その債権の部分なんですけど、私会計と公会計と全く性格が違うわけですね。文科省が出しているガイドラインを見てもみますと、この公会計をやる各学校側としては、各学校による対応に差がないように、各学校の対応状況を把握をするとともに必要な支援を求めなさいよと。そして、公会計後には、各学校に債権が残る場合、その債権が回収できた場合の処理方法をあらかじめ定めておくことが必要ですよということで、事例まで書いてあるわけですね。これは課長も見られてると思うんですけど、その中で4点ほど挙げられているわけですよ。というのが、債権が回収できた場合は、各学校における給食備品の購入等の費用に充てる事ができますよと。そしてもう一つは、各学校の会計に組み入れることもできますよ。それから、私会計時の債権が回収できた場合、一旦学校給食会で管理をし、将来、学校給食会が解散する際に市に寄附するやり方。そして、各学校で私会計の債権が回収できた場合、一旦学校給食会で管理し、学校給食会から市に寄附することに、こんだけの事例があるんだということで、文科省も把握されてるわけですね。だから、先ほど来の重複する部分もありますけど、今後の市の方向として、先ほど部長がおっしゃるように、新たな公会計に債権が回収をできたときに、様々ありますよ。5年をすぎれば不納欠損金扱いと。これはもう、民法上認められていることですけど、ただ、今後の方向性と見たときに、もう、これ以外にもほかにもいろんなやり方がありましようけれど、霧島市としてどのような方向性を持って、この債権に対して取り組んでいくのかというのが課題になってくると思うんですね。そこはある一定程度、一つのイメージというか、シミュレーションまではいかないでしょうけど、どういうふうなことは考えられるよねということ、あらかじめやはり想定していたほうがよろしいんじゃないですか。

○教育部長（池田宏幸君）

委員が今お示しいただきましたガイドラインに載っているような事柄を含めてですね、今後、学校に示してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようなので、以上で、議案第63号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時29分」

「再開 午前11時31分」

△ 議案第64号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第64号、請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第64号、請負契約の締結について、説明します。議案書の9ページです。R4国分北小学校校舎（22号棟）大規模改造工事（建築）について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○教育総務課長（西敬一郎君）

議案書は9ページから11ページです。議案第64号、請負契約の締結について、説明します。国分北小学校の校舎（22号棟）は、平成3年に建設され、建設後約31年経過しています。老朽化が著しく、修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、内装等の木質化及び設備機器の省エネ化やバリアフリー対策などの大規模改造工事を行い、教育環境の整備を図るため、国分北小学校校舎大規模改造工事建築に係る請負契約を締結しようとするものです。議案書の9ページをお開きください。条件付き一般競争入札については、株式会社ダイサン代表取締役山口太が入札価格1億7,270万円、技術評価点105.8点、評価値67.3885点で落札しました。工事概要は、鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積675.5㎡の校舎の柱、梁、壁を残して、その他の部分について全て改修する大規模改造建築工事です。工事場所は、参考資料1の配置図に、斜線で表示している部分であり、工期は、令和5年7月31日までを予定しています。各階の平面図と立面図については、参考資料2から5を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

口述書にあるように、入札価格のほうが1億7,270万円ということになっているんですけども、今、いろんなところで話を聴くと、物価高騰だったりとか材料が高騰してるという話を、かなり耳にするんですけども、これは請負契約ということになってるので、その辺のところは加味されてると思うんですけども、今現在ですね、この入札をしたときから今まで、期間があると思うんです。この期間にも多分もう物価は上がってる。その中でこの金額で、まだ今のところ何も業者さんのほうから何かあるとか、そういうような、何か相談事があるとか、そういうことはないんですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

川窪委員からありました物価高騰につきましては、世間をにぎわしてるような状態でございます。今、請負契約を結んだ業者のほうから何か相談はないかという話なんですけれども、今回、この議決をもって、それから初めて打合せという形になってきますので、もしそのような状況になれば、打合せのときにそういった話が出てくるのかなというのが1点と、あと、もし今の請負契約の

金額で、物価上昇に伴い、不足が生じるというような相談があった場合につきましては、工事契約書の約款の中で、第26条のところに、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更という条文がありますので、これに基づきまして、お互い協議して対応していくという流れになると思います。

○委員（川窪幸治君）

今、どこでどういうふうなことが起こるかわかりませんので、そういうところはですね、柔軟にしていればと。

○委員（久保史睦君）

ちょっと質問させていただきます。おそらく想定されてるのかなと思いますけど、今回、いろんなところで大規模改造工事がまた今回行われるわけです。今からちょっと細かいところも決まっていってしょうけれども、いわゆる、ZEB化についての考え方、それから今後話合いの中で導入する、そういうような方向性が組まれているのかどうかという部分だけちょっと教えていただければよろしいですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

ZEB、ゼロ・エネルギー・ビルディングですね。まず、大規模改造工事を先ほど説明いたしました構造部分を残して内装等をやりかえますということで、LED照明化であったり、内装木質化であったりという改造を行うわけですけれども、まず、その消費エネルギー量を減らすというのが、まず我々にできるやり方でして、ゼロ・エネルギー（ZEB）になりますとその後、蓄電とか発電とかいう話もセットになってくると思うんですが、これまで、霧島市の学校にも太陽光発電設備を設置したりしておりますが、どうしてもエネルギーを変換する部分、コンバーターのところが耐用年数が、どうしても10年、15年、使えて15年ということで、そこでまた新たに同じ規模の設備を更新しようとする、かなりの経費がかかる。さらにそれに蓄電池まで加えようとする、ちょっと試算もしていないんですが、かなりの金額になります。現在、校舎そのものの大規模改造工事長寿命化を計画的に取り組んでいるところですので、まずその校舎そのものの取組を主に行っていくというのが、現在の市の考え方になっています。

○委員（前川原正人君）

もう一点お聴きをしておきたいと思います。2点ですね、すいません。これまで、総合評価方式ということで取り組まれてですね、技術点だったりとかが加味されるわけですけれども、今回のこの1億7,270万円の落札金額でございますが、予定価格から見たときに大体何%ぐらいの価格、落札率になったのかですね、お示しいただけますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回がですね、落札率が99.21%でございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、新規の場合は、義務教育国庫負担法のほうで、補助率がちゃんと担保されてですね、その分が不足する分を一財で賄うというのが通例なんですけれども、今回のこの大規模改修の場合ですね、大体その財源内訳ですね、お知らせいただけますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回は大規模改造事業ということですので、学校施設環境改善交付金という補助メニューがございます。こちらのほうで補助対象金額の3分の1を国のほうが負担いたしまして、残り分につきましては、全体予算額から国費分を引いた分に、95%を合併特例債を充当いたしまして、その残り残額が一般財源という内訳になっております。

○委員（前川原正人君）

そうなりますと、合併特例債の場合は交付税の算定基礎に入りますから、後々は交付税でまた返ってくる、返ってくるというのはおかしいですね。財源をちゃんと保障するというふうになっているわけですけれども、これは確かに合併特例債というのは今まででもありますように、有利な起債とい

うことで、一財は、一時的には出さなければならぬんですが、それはもうすぐ後年度すぐに返ってくるという理解でよろしいですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

一応、合併特例債につきましては、うち7割ほどが交付税措置ということで聴いております。

○委員（野村和人君）

あとの議案にも共通することだと思わすけれども、この技術評価点の項目が、企業の施工能力、配置予定者の技術者の能力、地域貢献度の3項目と認識してますが、この地域貢献度について御説明いただけますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

地域貢献度につきましては、地元新規学卒者の雇用、本市内に居住する失業者の雇用、女性の雇用、あと企業のボランティア活動、あとアダプト制度、消防団員の雇用の状況を評価基準に基づき点数として算出しております。

○委員（野村和人君）

この企業の特色があらわれていいことだと思ってるんですが、先般のちょっと、一般質問の中でもありましたアダプト制度について、実情、企業の方々アダプト制度を施行してしまうと、相当な金額差が、金額が出てきて、相当な負担を強いられながらやっているとは思わすけども、現実これをあくまでお願いベースなのか強要的になっていないのか、確認をさせていただきたいと思わす。

○教育部長（池田宏幸君）

入札制度について、私どものほうで所管する部分ではございませぬので、総務部の工事契約監査課あたりが所管になろうかと思わすので、お答えすることはできません。

○委員（阿多己清君）

北小学校については、屋内運動場を始め、逐次整備をいただてるんではすけれども、ここがもう最終年という考えでよろしいんではすか。今後の予定とかあれば、個々の部分を資料1の図面等で示しただければと思わす。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

それでは配置図の資料の1番の図面で御説明いたします。昨年度、屋内運動場5番のほうを整備をいたしました。で、今年度、図面の上のほうの斜線がかかっておりますこの22号棟の大規模改造に着手いたしまして、この22号棟が完成しましたら、次、引き続きまして今度は17号棟のほうの工事予定をしております。17号棟が終わりましたら、20号棟、22、17、20につきましては、今回、工事をすると同じように躯体を残しての大規模改造という形で考えております。で、20号棟まで終わりましたら、次1号棟、1号棟・2号棟・4号棟ですね。1号棟・2号棟・4号棟のほうの工事を計画しているんですが、この1号棟・2号棟・4号棟につきましては、平成12年から14年ほどにかけて1回大規模改造をいたしまして、内装木質化等も済んでいる状況です。内部につきましてはそこまで劣化等もございませぬので、屋根と外壁ですね。屋上防水部分と屋根の外壁の部分についての改修を、1・2・4については考えております。それとあわせまして、中の照明関係をLED照明等にしまして、省エネ化を図りたいというふうに考えております。こちらにつきましては、予算の関係もございませぬので、あくまでも計画として、そのような計画を持っているところでございませぬ。

○委員長（平原志保君）

ほかないでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で、議案第64号の質疑を終わります。

△ 議案第65号 請負契約の締結について及び

△ 議案第66号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第65号及び議案第66号、請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

それでは、議案第65号及び議案第66号の請負契約の締結について、説明します。R 4 隼人中学校校舎（18号棟）大規模改造工事の建築 1 工区及び建築 2 工区の 2 件の工事について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

議案書は12ページから17ページです。議案第65号及び議案第66号の請負契約の締結について、説明します。隼人中学校の校舎（18号棟）は、昭和56年度に建設され、建設後約40年経過しています。老朽化が著しく、修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、内装等の木質化及び設備機器の省エネ化やバリアフリー対策などの大規模改造工事を行い、教育環境の整備を図るため、隼人中学校校舎大規模改造工事建築 1 工区及び建築 2 工区に係る請負契約を締結しようとするものです。議案書は12ページです。建築 1 工区の契約方法は、総合評価方式による一般競争入札であり、末重・徳田特定建設工事共同企業体代表者末重建設株式会社代表取締役末重堅司が入札価格 2 億9,700万円、技術評価点105.4点、評価値39.0370点で落札しました。次は、議案書の15ページです。建築 2 工区の契約方法は、1 工区と同じく総合評価方式による一般競争入札であり、津田和・今村特定建設工事共同企業体代表者株式会社津田和建設代表取締役津田和亨が入札価格 2 億5,960万円、技術評価点105.9点、評価値44.8729点で落札しました。工事概要は、建築 1 工区が鉄筋コンクリート造 3 階建て、延床面積1,209㎡の校舎の柱、梁、壁を残して、その他の部分について全て改修する大規模改造建築工事です。また、昨年完成した校舎（13号棟）と接続する渡り廊下、鉄骨造 3 階建て、延床面積211㎡の改築工事を施工します。建築 2 工区は鉄筋コンクリート造 3 階建て、延床面積1,080㎡で、工事内容は建築 1 工区と同様です。1 工区と違う点は屋上防水改修及び外壁改修について、防水及び外壁改修の継目を設けないこと及び保証の責任区分の明確化のため工区を分けず、全て 2 工区で施工するところです。また、昨年完成した校舎（13号棟）と接続する渡り廊下、鉄骨造平屋建てと自転車置場、鉄骨造平屋建ての 2 棟も施工します。工事場所は、両議案共にそれぞれ参考資料 1 の配置図に斜線と着色にて表示している部分であり、工期は、令和 5 年 6 月 30 日までを予定しています。また、各階の平面図と立面図については、それぞれの参考資料 2 から 7 を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。議案第65号及び議案第66号について、一括して質疑に入ります。議案番号等を明確にしてから質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

まず、議案第65号の隼人中学校の18号棟の 1 工区のほう、ま、共通しているわけですけど、これも先ほどのとおり、この落札金額を見たときにですね、予定価格から見たときの落札金額というのは何%を示していますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

校舎18号棟の建築 1 工区ですが、落札率が99.34%です。2 工区につきましては、97.88%になります。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、今回、いわゆるこの J V ですね。ジョイントベンチャーで共同企業体で、落

札をしていただいているわけですが、ジョイントベンチャーの割合はどの程度ですか。双方です。65号・66号の議案。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

1工区、2工区ともに親会社が55%、構成員が45%の割合になっております。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは、このJVで両方されて、合計でいくと5億5,660万円の請負金額になるわけですね。これが分けられて、地元の業者さんに応札していただいて、そしてまたその中で、雇用が増えてということで好循環をつくり出すというのも見えてとることができるんですが、この中で、例えばその建設会社さんだけではなくて、電気関係の様々な業種が携わって、一つのものをつくっていくわけですが、この中に電気関係もろもろ全て入っているという理解でよろしいですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回、議会の議決を求めているのは、あくまでも建築工事のみでして、今、既にもう契約になっている分としまして、電気工事の弱電、それと今から開札を控えています電気工事の強電、それと管工事の給排水衛生設備工事、それと空調設備工事、こちらのほうはまた別に控えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、今、私がごそごそと言いましたけど、要は地方自治法上、契約案件の金額の上限があつて、それを超えなければ、議会の議決は要らないというのがあるというのがあるんです。そこは忘れてました。そこで、全体の総工費で見たときに、幾らぐらいの工事費になりますか。概算でいいですよ、概算で。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

すいません。細かい金額を今ちょっと手元に持っていないので、おおよそですけども、全体で約8億円です。

○委員長（平原志保君）

ほかはないですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようなので、以上で、議案第65号及び議案第66号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時56分」

「再開 午後1時08分」

△ 議案処理

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は議案番号順に行います。

△ 議案第63号 霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第63号 霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第63号の部分ですけれども、これは審査の中で様々明らかになりました。メリットだったりデメリットだったり、そして、いわゆるこれまでの滞納の問題だったりあるわけですが、やはり公会計制度上、私会計から公会計になるとなりますと、当然、給食費の徴収の在り方がですね、行政が問題意識を持って取り組んでいくということになるというのはもう見えてます。がしかし、一番大事なことは、これを公会計をやる部分については異論はないですけど、やはりその保護者の皆さん、学校を通じてやはり徹底的に説明と理解が必要になってくるだろうということがあると思います。なので、そこの部分はですね、やはり再三再四、学校側とも教育委員会が連携をして、保護者の皆さん方に、いわゆる説明というんですかね。これを徹底してやはり説明をし、理解を求めていくことが必要であろうと。そのことは強調をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、討論なしと認めます。採決します。議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第63号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第64号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第64号、請負契約の締結について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、自由討議は終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第64号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第65号 請負契約の締結について及び

△ 議案第66号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第65号及び議案第66号、請負契約の締結について、一括して自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、議案第65号及び議案第66号について、一括して討論に入ります。議案番号等を明確にしてから討論をお願いします。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

△ 議案第65号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第65号について採決します。議案第65号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第65号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第66号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第66号について採決します。議案第66号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第66号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第68号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第68号、財産の取得について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第68号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第68号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見ありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第68号の部分ですけれど、久保委員もおっしゃったとおり、今後ですね、瑕疵担保特約がこれまでであれば1年間なんですけれど、これは2年にしますよということは理解ができるわけです。ただ、その後、今度は、その時々故障だったりとか、そういう部分について、保守委託契約をするのか。また今後、修繕料として対応していくのかということが議論になったわけですが、ここはですね、やはり議会の議決を得た議案ですので、その都度、やはり議会のほうには報告がやはり必要ではないのかなというふうに思います。というのが、ここだけの問題ではなくて、ほかの学校給食センターだったりの機材、資材にも影響というか、関連する部分でもありますので、やはりここはどういう方向性で、どういうふうになったんだということは、議会にやはり報告をす

べきだというのを、委員長報告のほうの1行でいいですので、つけ加えていただきたいと思えますね。

○委員長（平原志保君）

ちょっと確認なんですけれども、今回、保守点検の契約をするかどうかというのは、基本的にはその都度、修理とかはやっていくというお話でしたけれども、その都度、修理が入ったときにこちらにも報告してくれというような内容ですか。

○委員（前川原正人君）

例えばですけど、委託契約が出るとなるとですよ。契約案件というのは、金額に応じて議会の議決は必要ない部分があるわけです。でも、逆に、保守点検とか故障とかなると、既定予算の中でもできることだってあるわけですよ。だから、先ほどの議論の中でわかったとおり、今後どうなるかわからないのはわからないですよ、それはもう機械がやることですから、瑕疵担保というのは通常使って、メーカーの責任において、瑕疵があって、ちゃんとその部分については補償しますというのが瑕疵担保特約というやつですので、だから、それが予算で出てくる場合もあるでしょうけど出てこないときだってあるわけだから、そこはやはりこんだけの、5,100万円ですか。一つ一つをというのはなかなか難しいでしょうけど、ついでみたいな感じでもいいからですね。

○委員長（平原志保君）

ちょっとすいません、確認なんですけれども、今、前川原委員から、その都度というような、報告してほしいという意見が出ていますけれども、やはり金額的に議会に諮る必要性がないものだったりするじゃないですか。そうすれば、する義務はないよというふうに言われてしまえばそれまでですし、「[だってこれ、誰のお金でやるかと言えば、みんなの税金でやるわけですもんね]」との声あり]もちろんそうなんですけれども、そこをこちらから、その都度言ってくれというのは、「機会があれば言ってくれ」との声あり]、機会があれば言ってくれというやり方ですか。ちょっと休憩します。

「休 憩 午後 1時18分」

「再 開 午後 1時26分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○委員（前川原正人君）

付け加える点として、やはり、先ほどの議論の中でも明らかになりましたとおり、相当な金額が投入されていくわけですね。ですから、そういう点を勘案しますと、今後、その都度は無理でしょうけれど、今後の方向性、今後の維持、補修費等についてもですね、早急に、流れもありましょうけれど、議会に報告をしていただくことを求めているとお話です。お願いします。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

「[なし]」という声あり]

お諮りします。委員長報告については、ただいまの前川原委員の御意見をまとめて報告するというので、文言については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

「[異議なし]」という声あり]

それではそのようにさせていただきます。それでは、以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは調査項目は、文教厚生常任委員会の所管事項についてとさせていただきますがよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、閉会中の所管事務調査については終わります。

△ その他

○委員長（平原志保君）

その他についてです。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようなので、本日の日程は全て終了しました。これで、文教厚生常任会を閉会します。

「閉 会 午後 1時29分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保